

「自立」と判定されていても
「口腔衛生状態」は良好とは限らない

介護認定調査票

【口腔清潔(はみがき等)の定義】

口腔清潔(はみがき等)の一連の行為を行っているかどうかを評価する

【留意点】

一連の行為とは、歯ブラシやうがい用の水を用意する、義歯をはずす、うがいをする等の行為も含まれる。

歯磨き粉を歯ブラシにつけない、口腔清浄剤を使用している等の場合は、日頃の状況に基づいて判断する。

また、義歯の場合は、義歯の清潔保持に係る行為で判断する。

【判断基準】

「自立」・・・一連の行為を介助なしに自分でしている場合をいう。

問題点

- 介護認定基本調査における「口腔清掃」に対して、本人が「歯を磨いている」と回答することにより、実際の口腔状態に係らず、対象より除外される可能性が高い。(例えば、「麻痺」状態について、手に麻痺があるにもかかわらず「口腔清潔」が良好と判定される、等)
- 顔、髪の毛は汚れが著しい場合は、外からよく見えるため、介助の必要性が認識されやすい。
- 口腔は外から見えにくいので、介助の必要性が見逃されやすい。



歯みがきをしている
口腔清潔：自立と判定される

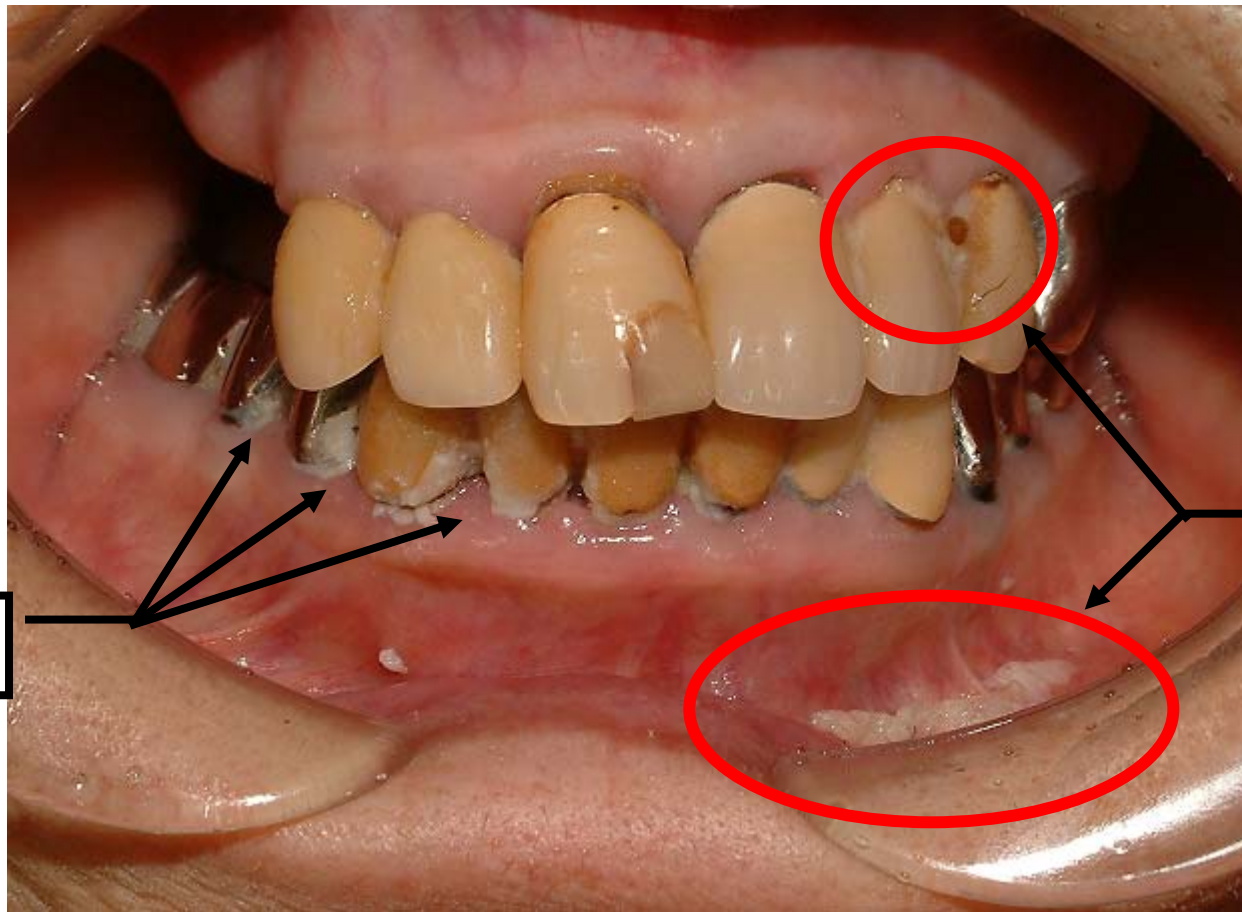


磨ききれしていない・食物残渣・口腔内不衛生
口腔清潔が保たれていない

資料提供：日本大学 植田耕一郎

88歳 女性 要支援2

左大腿骨頸部骨折、両膝関節症、脳梗塞



歯垢の付着

食物残渣
の貯留

日常生活自立度：J2、認知自立度：自立
介護認定調査票の評価 口腔清潔：自立

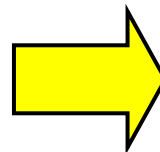
要介護者の口腔管理による回復例

(82歳・女性・要介護度4・脳梗塞、骨粗しょう症、パーキンソンニズム、日常生活自立度Ⅳ)

介入前



介入後



介入による対象者の変化

2006年6月

BMI15.7 摂取エネルギー1100Kcal

2008年7月

BMI19.0 摂取エネルギー1460Kcal